

	<h2>江戸時代の半鐘 3 件を区登録文化財に！</h2> <p>～文化遺産を守り、後世に引き継ぎます～</p>
と き	2 月 22 日(火) 登録
<p>22 日、練馬区教育委員会は、江戸時代の半鐘 3 件を区登録文化財とした。 3 件の半鐘は、いずれも作者と制作年が明らかであり、江戸時代の半鐘の形状と特徴を伝える資料であることから登録に至った。 区では、かけがえのない文化遺産を守り後世に引き継いでいくために、昭和 61 年 3 月に「練馬区文化財保護条例」を制定し、文化財の指定・登録を行っている。</p>	

【新たに登録した文化財】

- 光傳寺の半鐘（所在地：氷川台 3-24-4 光傳寺、非公開）
享保 19 年（1734）、江戸の鋳物師の小幡内匠が制作。下練馬村（氷川台など）の人々が光傳寺に奉納したもの。区内で 2 番目に古い年代の半鐘である。
- 妙福寺の半鐘（所在地：南大泉 5-6-56 妙福寺、公開）
享保 10 年（1725）、江戸の鋳物師の小幡内匠が制作。小樽村（南大泉など）と下保谷村の人々が本應寺に奉納したもの。
本應寺は、妙福寺の末寺であったが、廃寺となった。現在、半鐘は妙福寺祖師堂に懸けられている。区内で 1 番古い年代の半鐘である。
- 妙福寺の半鐘（所在地：南大泉 5-6-56 妙福寺、公開）
嘉永 3 年（1850）、江戸の鋳物師の銅屋清次郎が制作。小樽村と下保谷村の人々が妙福寺に奉納したもの。現在、妙福寺本堂の回廊に懸けられている。



▲光傳寺の半鐘



▲妙福寺の半鐘（祖師堂）



▲妙福寺の半鐘（本堂）

【参考】指定・登録文化財について

指定・登録候補の文化財は、区が事前調査を行い、練馬区文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録する。なかでも特に価値が高いものが、指定文化財となる。今回の登録により、区の登録文化財は 217 件、そのうち指定文化財は 49 件となった。

【問い合わせ】

練馬区 文化・生涯学習課 伝統文化係 電話 03-5984-2442